

VI 就労支援について

就労支援策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約788万人中、18歳～64歳の在宅者数、約324万人
 (内訳:身111万人、知41万人、精172万人)

一般就労への移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約27.7% 障害福祉サービス(就労系)の利用が約61.4%
- ② 障害福祉サービスから一般企業への就職が年間1.3%(H15) → 3.7%(H24)
 ※就労移行支援からは20.2%(H24)

障害福祉サービス(就労系)

- ・就労移行支援 約2.3万人
- ・就労継続支援A型 約2.4万人
- ・就労継続支援B型 約16.0万人
 (平成24年10月)

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)
 地域活動支援センター

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行

- 1,288人/H15 1.0 倍
- 2,460人/H18 1.9 倍
- 3,293人/H21 2.6 倍
- 4,403人/H22 3.4 倍
- 5,675人/H23 4.4 倍
- 7,717人/H24 6.0 倍**

地域生活

918人/年

11,945人/年

5,387人/年

特別支援学校

卒業生19,439人/年 (平成25年3月卒)

企業等

雇用者数

約40.9万人

(平成25年6月1日時点)
 *50人以上企業

(平成25年度)

ハローワークからの
 紹介就職件数

77,833人

(平成25年度)

就職

就職

就労継続支援B型事業所における平均工賃

(平成18年度)

12,222円

→

14,437円

(平成25年度)

<18.1%増>

※ 就労継続支援B型事業所の一人当たり平均工賃月額
(平成18年度は入所・通所授産施設、小規模通所授産施設を含む)

参考

○ 就労継続支援B型事業所 (平成25年度末時点) で、平成18年度から継続して工賃向上に向けた計画を策定し取組を行っている施設の平均工賃

(平成18年度)

12,542円

→

15,872円

<26.6%増>

(平成25年度)

○ 一般の事業所 (事業所規模5人以上) の労働者の現金給与総額 (厚生労働省：毎月勤労統計調査)

(平成18年度)

334,374円

→

313,995円

<6.1%減>

(平成25年度)

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的 (第1条)

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達の推進 (第3条～第9条)

< 国・独立行政法人等 >

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表 (厚生労働大臣)

調達方針の策定・公表 (各省各庁の長等)

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

< 地方公共団体・地方独立行政法人 >

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 (第10条)

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供 (第11条)

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他 (附則第1条～附則第3条)

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方

② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

VII 障害者虐待防止対策等について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

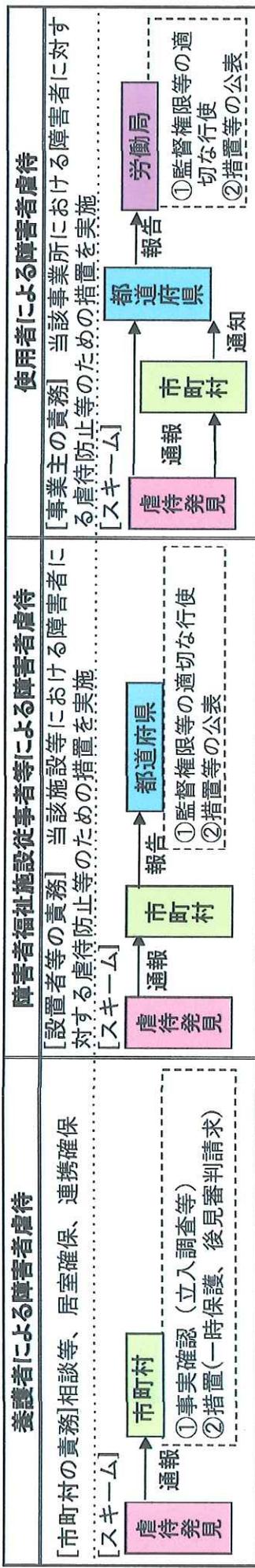
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、国等の責務を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等の措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「市町村障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害児にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

I 障害者福祉施設における障害者虐待とは

1. 障害者虐待防止法の施行
2. 「障害者虐待」の定義
3. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

II 施設・事業所の虐待防止と対応

1. 施設・事業所における虐待防止の責務
2. 自立支援協議会などを通じた地域の連携
3. 通報義務
4. 障害者や家族が置かれている立場の理解
5. 障害者虐待の未然の防止について
6. 虐待を防止するための体制について
7. 人権意識、知識や技術の向上のための研修
8. 虐待を防止するための取組について

III 虐待が起きてしまった場合の対応

1. 職員から虐待の相談があった場合の対応
2. 通報者の保護
3. 市町村・都道府県による事実確認への協力
4. 虐待を受けた障害者や家族への対応
5. 原因の分析と再発の防止
6. 虐待した職員や役職者への処分など

IV 市町村・都道府県による施設・事業所への指導等

1. 市町村・都道府県による事実確認と権限の行使
2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

V 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について

1. 居室の確保に対する協力
2. 保護された障害者への対応

VI 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて

1. 身体拘束の廃止に向けて
2. 身体拘束としての行動制限について
3. 行動障害のある利用者への適切な支援

平成25年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、利用者による虐待)
 →平成25年度における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で
 調査を実施。

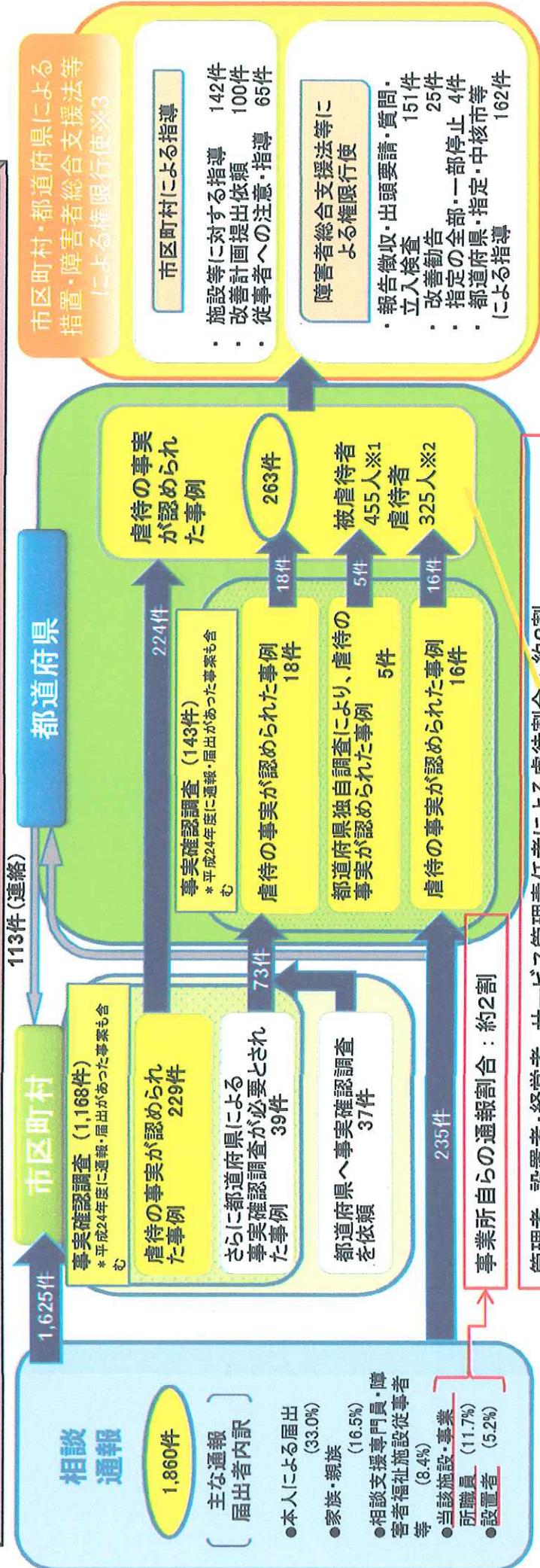
(※利用者による虐待については、7月に公表済み (大臣官房地方課労働紛争処理業務室))

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	利用者による障害者虐待	
			(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,635件 (3,260件)	1,860件 (939件)	628件 (303件)	253件 (133件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,764件 (1,311件)	263件 (80件)	/	虐待判断 件数 (事業所数)
被虐待者数	1,811人 (1,329人)	455人 (176人)		被虐待者数

【調査結果(全体像)】

- ・ 上記は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。カッコ内については、前回の調査結果(平成24年10月1日から平成25年3月31日まで)のもの。
- ・ 都道府県労働局の対応については、平成20年7月18日大臣官房地方課労働紛争処理業務室のデータを引用。

平成25年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



市区町村・都道府県による措置・障害者総合支援法等による権限行使※3

- 市区町村による指導
- ・施設等に対する指導 142件
 - ・改善計画提出依頼 100件
 - ・従事者への注意・指導 65件

- 障害者総合支援法等による権限行使
- ・報告徴収・出頭要請・質問・立入検査 151件
 - ・改善勧告 25件
 - ・指定の全部・一部停止 4件
 - ・都道府県・指定・中核市等による指導 162件

事業所自らの通報割合：約2割

管理者、設置者・経営者、サービス管理責任者による虐待割合：約2割

虐待の種類・類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
56.3%	11.4%	45.6%	4.6%	6.8%

虐待者 (325人)

- 性別 (66.8%)、女性 (33.2%)
- 年齢 40～49歳 (20.9%)、50～59歳 (19.1%)、60歳以上 (17.5%)
- 職種 生活支援員 (43.7%)、その他従事者 (16.3%)
- 管理者 (9.5%)
- 設置者・経営者 (6.2%)
- サービス管理責任者 (5.8%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者被害者が特定できなかった等の10件を除く253件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった9件を除く254件が対象。
 ※3 平成25年度未だに行われた措置及び権限行使。

被害待者 (455人)

- 性別 男性 (62.2%)、女性 (37.8%)
- 年齢 20～29歳 (25.3%)、40～49歳 (21.5%)、30～39歳 (20.9%)
- 障害種別

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
29.2%	79.8%	14.1%	6.4%	1.8%

●障害程度区分認定済み (74.1%)
 ●行動障害がある者 (21.3%)

障害者虐待が認められた事業所種別

障害者支援施設	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	療養介護	生活介護	短期入所	共同生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	共同生活援助	移動支援	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	合計
71	2	2	1	2	36	5	35	1	4	16	51	10	3	6	3	15	263
27.0%	0.8%	0.8%	0.4%	0.8%	13.7%	1.9%	13.3%	0.4%	1.5%	6.1%	19.4%	3.8%	1.1%	2.3%	1.1%	5.7%	100.0%

